

更別村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、少子化対策の強化並びに若年層の人口流入及び定住促進を図るため、予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、更別村補助金等交付規則（昭和54年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日まで（以下「対象期間」という。）に婚姻届が受理された世帯をいう。
- (2) 住宅費用 婚姻に伴う住宅を取得又は賃貸する際に要した費用のうち、住宅の取得費又は住宅の賃借費（賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料）をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越費用であって、引越業者又は運送業者へ支払ったものをいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯（令和5年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第5条第1項に定める補助上限額に交付を受けた補助金が達しなかった世帯を含む。）とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の総所得金

額から当該所得の算出期間に係る貸与型奨学金の返済額を控除して得た額が、500万円未満であること。

(3) 補助金の申請日において、夫婦の双方又は一方の住所（補助金の対象となる費用に係る住宅の所在地）が村内となっていること。

(4) 夫婦のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(5) 夫婦のいずれもが市町村に納めるべき税等を滞納していないこと。

（転入した場合にあっては、転入前の市区町村税等を含む。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。

2 前項第2号の所得について、補助金の申請日の属する月が1月から6月までにあつては当該月の属する年の前々年、7月から12月までにあつては当該月の属する年の前年の所得によるものとする。

3 第1項第5号の税等とは、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び国民健康保険料をいう。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げる費用の合計額とし、支払期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。

(1) 新婚世帯が支払われた住宅費用（住宅の賃借費は12か月分を上限とする。）

(2) 新婚世帯が支払われた引越費用

2 住宅費用に住宅の賃借費が含まれる場合は、夫婦の双方又は一方が、次の各号に掲げる手当等を受けている場合に、それぞれ前項の規定により算出した費用の合計額から、当該手当等の額の合計額を控除するものとする。

(1) 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する住宅手当等の額

(2) 地域優良賃貸住宅制度（平成19年3月28日付け国住備第160号住宅局長通知）に基づく地域優良賃貸住宅制度による家賃助成

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助
3 第1項の規定にかかわらず、この要綱による補助以外の補助等（前項に規定する手当等を除く。）及び更別村住宅建設等助成金交付要綱（平成22年訓令第3号）に基づく助成金の対象経費となる住宅費用は、補助対象経費とすることができない。

4 転居に伴う費用について、更別村への申請かつ補助上限額の範囲内の申請の場合に限り、村内における2回目以降の転居を補助対象経費の対象とできる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円を上限とする。

2 前項の規定に関わらず令和5年度に補助金の交付を受けた世帯の上限額は、前項の上限額から令和5年度に交付を受けた補助金額を差し引いて得た額とする。

（補助金等交付申請及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、更別村結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類又は村の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

(1) 戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書

(2) 世帯全員分の住民票の写し

(3) 夫婦それぞれの所得証明書

(4) 夫婦それぞれの納税証明書

(5) 住宅の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し

(6) 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し

(7) 住宅手当等の支給証明書（別記第6号様式、賃貸の場合に限る）

(8) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(9) その他村長が必要と認める書類

- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、更別村結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに更別村結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、更別村結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助対象者は、第6条第2項の規定による交付決定通知又は前条第2項の規定による交付決定通知を受けた場合は、速やかに更別村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、補助対象者から請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第9条 村長は、補助金対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく村長の処分に違反したとき。
- (4) その他村長が補助金を交付することが適当でないとき。

(補助金の返還)

第10条 補助対象者は、村長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 村長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

更別村結婚新生活支援事業補助金交付申請書

更別村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

更別村結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚 姻 日	年 月 日	
住 宅 費 用 (取得・購入)	契約年月日	年 月 日
	支払金額(A)	円
住 宅 費 用 (賃借)	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	賃料支払総額(B)	円
	住宅手当総額(C)	円
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料(D)	円
	実質賃料負担額(E) B - C + D	円
引 越 費 用	支払年月日	年 月 日
	支払金額(F)	円
合計 A + E + F	円	
補助金交付申請額	円	

【 同 意 書 】

更別村結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するにあたり、更別村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳、所得状況及び納税状況など必要な確認を村職員が行うことに同意します。

申請者氏名（署名）

配偶者氏名（署名）

【 誓 約 書 】

更別村結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するに当たり、更別村結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、村長が要綱の規定に違反すると認める場合は、更別村結婚新生活支援事業補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた更別村結婚新生活支援事業補助金を返還することを誓約します。

申請者氏名（署名）

配偶者氏名（署名）

様式第1号 別紙

	申請者	配偶者
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢 (※1)	歳	歳
所 得 金 額 (※2)	円	円
貸与型奨学金の返済 (※3)	有 ・ 無	有 ・ 無
村税等の滞納の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
公的制度による家賃等補助	有 ・ 無	

(※1) 婚姻日による年齢

(※2) 補助金の申請日の属する月が1月から6月までにあつては当該月の属する年の前々年、7月から12月までにあつては当該月の属する年の前年の所得による

(※3) 所得金額の算出期間に係る貸与型奨学金の返済金

(添付書類)

- 戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書
- 世帯全員分の住民票の写し（同意書の署名捺印により省略可）
- 夫婦それぞれの所得証明書（申請日の属する年の1月1日に本村に住所を有する場合に、同意書の署名捺印により省略可）
- 夫婦それぞれの納税証明書（申請日の属する年の1月1日に本村に住所を有する場合に、同意書の署名捺印により省略可同意書の署名捺印により省略可）
- 物件の売買契約書、請負契約書又は賃貸借契約書の写し
- 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し
- 住宅手当支給証明書
- 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- その他（ ）

別記第2号様式（第6条関係）

号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

更別村長 印

更別村結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった更別村結婚新生活支援事業補助金
について、更別村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき
審査したところ、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項 交付 ・ 不交付
- 2 補助金額 _____ 円

更別村結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

更別村長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

変更内容		変更前	変更後
住 宅 費 用 (取得・購入)	契 約 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	支 払 金 額 (A)	円	円
住 宅 費 用 (賃 借)	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで	年 月分から 年 月分まで
	賃料支払総額 (B)	円	円
	住宅手当総額 (C)	円	円
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料 (D)	円	円
	実質賃料負担額 (E) B - C + D	円	円
引 越 費 用	支 払 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	支 払 金 額 (F)	円	円
合計 A + E + F		円	円
補助金交付申請額		円	円
その他の変更項目			
添付書類 ※変更内容が確認 できる書類を添付 ください。	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの所得証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの納税証明書 <input type="checkbox"/> 物件の売買契約書、請負契約書又は賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他 ()		

別記第4号様式（第7条関係）

号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

更別村長 印

更別村結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった更別村結婚新生活支援事業補助金について、更別村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき審査したところ、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項 交付 ・ 不交付
- 2 補助金額 _____ 円

更別村結婚新生活支援事業補助金交付請求書

更別村長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 号で交付決定又は変更交付決定のあった、更別村結婚新生活支援事業補助金について、更別村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

更別村長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。